

2022年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議
包括外部監査評価班
代表 弁護士 光成 卓明

1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となれるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを視る市民自身の監視の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には令和元年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置結果公表したかを評価し通信簿に加えた。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかがわかる通信簿となった。

2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志22名。弁護士・公認会計士・税理士・市議会議員・市民オンブズパーソンらで構成している。

3. 評価対象

(1) 令和3年度包括外部監査実施全自治体 132自治体(47都道府県、20政令市、62中核市、3条例制定自治体)の全監査報告書 133テーマ

(2) 令和元年度の包括外部監査実施自治体(129自治体)の監査報告書(132テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として令和4年3月31日までに公表されたもの)の対応状況

4. 評価の手順と基準

(1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方自治体の事務事業における①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の検証と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

① 対象の選定は適切で、監査する意義があるか

- i 対象の選定にあたって具体的な目的意識があるか。
- ii 対象の規模・性格に、外部監査する価値があるか。
- iii 監査対象の範囲は適切に設定されているか。

② 監査が充実し、評価が適切であるか

- i 事実・実態の把握が、遺漏なく緻密に行われているか。
- ii 適法性の検証が十分に行われているか。
- iii 3Eの検証が十分に行われているか。
- iv 監査の視点・手法に斬新さがあるか。過去の優れた監査例が参考にされているか。
- v 指摘・意見は直截に具体的に述べられているか。実行可能性があるか。
- vi 個々の問題事例からフィードバックして、一般的・構造的な問題として把握されているか。
- vii 問題発生に至る経緯・意思形成過程と責任の所在が検証されているか。
- viii 監査人が過度に安易に妥協をしていないか。
- ix 当年度の監査対象が過年度に行われた包括外部監査の監査対象になっている場合、過年度監査の指摘・意見に対する措置と措置報告の状況が点検されているか。

- ③ 報告書・意見書の記述は、適切でわかりやすいか。
 - i 自治体や市民が読んで理解しやすい記述になっているか。
 - ii 問題点や指摘・意見の記述は明瞭か。遺漏はないか。
 - iii 監査の視点やプロセスが十分に説明されているか。
- ④ その他
 - i 監査及び監査報告が誠実に行われているか。
 - ii 監査報告において、対象が過度に秘匿されていないか。
 - iii 報酬額と比して明らかに業務量・成果の多い、あるいは乏しい監査報告であるか。
 - iv 検証の過程で、監査人の見解を対象部局に開示してその見解を求め、その回答に対してさらにフィードバックを行って監査人の見解を示しているか。
 - v 他の自治体との比較検討が行われているか。
 - vi 監査テーマの監査を遂げるために必要な補助者が適切に選任されているか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

(2)自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応した措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改良が望まれる)」
- C…「改善を要する」
- D…「抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価、最悪で失格」

の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(令和元年3月31日)から、一部でも令和2年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、令和3年3月31日まで(1年以内)をB、令和3年9月30日まで(1年半以内)をC、令和4年3月31日まで(2年以内)をDとした。令和4年4月1日現在公表していないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。

次に②措置対応度は、指摘事項・意見にどの程度対応しているかを評価した。

100%対応しているはA、80%以上対応しているはB、50%以上対応しているはC、50%未満の対応であるはD、全く対応していないはEとした。

さらに、③説明責任は、良い(報告内容のほぼ全部が評価できる)をA、普通(評価できない報告が全体の20%未満)をB、不十分(評価できない措置報告が全体の20%以上50%未満)をC、非常に不十分(評価できない報告が全体の50%以上)をDとし、報告が全くない(「措置対応度」のE評価に連動する)はEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

5. 評価結果

(1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 令和3年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞6自治体6テーマ、活用賞25自治体25テーマであり、一方、改善要望11自治体11テーマであった。毎年優秀賞の中でも最も優れた報告書に対し「オンブズマン大賞」を授与しているが、本年度は田口勤氏(豊田市包括外部監査人)をオンブズマン大賞とした。2022年9月24日・25日に現地とオンラインで行う「第29回全国市民オンブズ米子大会2022」にて結果発表を行う。

② 「オンブズマン功労賞」について

3年間同じ監査人が続けて優秀賞又は活用賞を受賞された場合にはオンブズマン功労賞を贈っている。

令和元年度～令和3年度の3年連続で活用賞以上を受賞した該当者は、4名(田中佑幸氏(山梨県)、堀雅博氏(岐阜県)、原田俊輔氏(静岡県)、田口勤氏(豊田市))であった。

(2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の令和元年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、秋田県、千葉県、東京都、和歌山県、山口県、徳島県、新潟市、浜松市、神戸市、盛岡市、越谷市、甲府市、長野市、豊田市、豊中市、高槻市、八尾市、東大阪市、松江市、那覇市の21自治体である。

過年の通信簿では先進的に措置対応が優れたものに「措置模範賞」や外部監査への措置が同年内で最高(第一位)とみられたものには「オンブズマン大賞」ないし「措置模範大賞」を贈った。本年度は、全体として水準は上がっているものの、これらに該当する自治体はなかった。

一方、2018年版のイエローブックから措置が形ばかりで内容が乏しいのは首長の政治責任を伴うとして、2年にわたりD、E評価のものについては、首長自身に対しイエローカード、3年にわたるものはレッドカードを宣することとした。そこで、評価班は2年連続で総合D以下の評価の3自治体(沖縄県、金沢市、高松市)と3年連続で総合D以下の評価の6自治体(山形県、仙台市、八王子市、長崎市、佐世保市、東京都大田区)の首長に対し、改善を求める要望書を送付する。

6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の交通費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回もイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR」以外も含めて合計で65名、598,000円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げるとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を5,000円(税込)で販売している。本年度から、DVD単体でも販売をはじめた(3,000円)。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

令和3年度 監査テーマ・評価一覧表

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
豊田市	1 不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として～	オンブズマン大賞
山梨県	1 農政部の財務に関する事務の執行及び出納その他の事務の実行について	優秀賞
岐阜県	1 岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業	優秀賞
千葉市	1 公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリンスタジアムの出納その他の事務の執行について	優秀賞
岡山市	1 契約に関する事務の執行	優秀賞
岐阜市	1 岐阜市の土地	優秀賞
山形県	1 県有財産総合管理(ファミリーマネジメント)の実施状況について	活用賞
茨城県	1 債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	活用賞
神奈川県	1 私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について	活用賞
静岡県	1 文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について	活用賞
滋賀県	1 教育に関する財務事務(主に学校教育に係るもの)の執行について	活用賞
大阪府	1 教育庁の所管事業に関する財務事務の執行について	活用賞
岡山県	1 岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
山口県	1 中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について	活用賞
福岡県	1 住宅施策に係る財務事務の執行について	活用賞
沖縄県	1 指定管理者による公の施設の管理・運営について	活用賞
新潟市	1 教育委員会及び市立学校における事務の執行について	活用賞
浜松市	1 幼児教育・保育事業に関する事務の執行について	活用賞
堺市	1 子ども・子育て支援事業に関する事務	活用賞
福岡市	1 指定管理者制度の運用に関する事務の執行について	活用賞
青森市	1 持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について	活用賞
八戸市	1 地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策の財務事務の執行について	活用賞
宇都宮市	1 都市整備部に係る事務の執行及び事業の管理について	活用賞
船橋市	1 船橋市が実施する一般廃棄物対策事業(ごみ減量・資源化の推進、ごみ処理及びし尿処理等に関する事業)に係る財務事務の執行について	活用賞
柏市	1 補助金等に関する財務事務の執行等について	活用賞
八尾市	1 委託契約に関する事務の執行について	活用賞
寝屋川市	1 補助金等に係る事務の執行について	活用賞
東大阪市	1 東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について	活用賞
高松市	1 高松市の契約・選定事務	活用賞
久留米市	1 下水道事業等に関する事務の執行について	活用賞
那覇市	1 人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について	活用賞
北海道	1 産業振興に係る財務事務の執行について	—
青森県	1 県費単独補助金等に関する財務事務の執行について	—
宮城県	1 自然環境に係る財務事務の執行について	—
福島県	1 公有財産の財務事務の執行及び管理について	—
群馬県	1 森林・林業施策に係る財務事務の執行について	—
埼玉県	1 公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について	—
千葉県	2 物品の管理等に係る財務に関する事務の執行について	—
東京都	1 県土整備事業に関する財務事務の執行について	—
東京都	1 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について	—
新潟県	1 子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況	—
富山県	1 道路事業に関する事務の執行及び管理について	—
石川県	1 負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	—
福井県	1 「ふくい創生・人口減少対策戦略」に関連する施策及び事業に関する事務の執行について	—
長野県	1 住宅施策に関する財務事務の執行及び長野県住宅供給公社の経営管理について	—
三重県	1 防災・減災(特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業)に関する事務の執行について	—
京都府	1 収益事業特別会計(向日町競輪場の課題解決と今後の可能性等)について	—
兵庫県	1 農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
奈良県	1 委託料に係る財務事務の執行について	—
鳥取県	1 防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行について	—
島根県	1 農林水産分野における補助金の事務執行について	—
広島県	1 水道事業に係る財務事務の執行及び経営管理について	—
徳島県	1 防災・減災に係る事務事業の執行について	—
香川県	1 防災に係る事業に関する財務事務の執行について	—
愛媛県	1 指定管理者制度について(公の施設のあり方の検討を含む。)	—
高知県	1 物品の取得、管理及び処分等について	—
佐賀県	1 文化・芸術・観光・国際化に関連する事業に係る事務の執行及び事業の管理について(文化・芸術施設の管理運営を含む)	—

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
長崎県	1 県営住宅に関する事務の執行について	—
熊本県	1 地方創生事業に関する財務執行状況について	—
大分県	1 ICT関連施策に関する事務の執行及び事業の管理について	—
宮崎県	1 指定管理者制度導入施設の管理運営及び財務事務の執行について	—
鹿児島県	1 県単独補助金に係る事務の執行について	—
札幌市	1 消防事業に関する財務事務の執行	—
仙台市	1 仙台ブランドの維持・構築に関する施策・事業に係る財務事務の執行について	—
さいたま市	1 スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について	—
横浜市	1 指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について	—
川崎市	1 港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について	—
相模原市	1 防災に関する事務の執行について	—
静岡市	1 生活保護に関する事業について	—
名古屋	1 公金収納についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	—
京都市	1 建設局の施策及び財務に関する事務について(関連する施設・外郭団体の運営管理を含む)	—
大阪市	1 市有不動産の有効活用について～未利用地の管理・活用・商品化及び換価処分を中心に～	—
神戸市	1 教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに一般財団法人神戸市学校給食会の出納その他の事務の執行について	—
広島市	1 水道事業に関する経営管理について	—
北九州市	1 産業振興施策に関する財務事務の執行について	—
熊本市	1 学校教育に関する事務の執行について	—
函館市	1 市税及び国民健康保険料、介護保険料に関する事務の執行について	—
旭川市	1 住宅行政に関する事業の事務の執行について	—
盛岡市	1 住宅事業に関する財務事務の執行について	—
秋田市	1 情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について	—
山形市	1 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	—
福島市	1 清掃事業における財務事務の執行及び管理運営について	—
いわき市	1 委託契約に関する事務の執行について	—
水戸市	1 外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	—
前橋市	1 市の住宅政策について	—
高崎市	1 住環境に関する事業に係る事務の執行について	—
川越市	1 子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について	—
川口市	1 一般会計における補助金、負担金及び交付金に関する財務事務の執行について	—
越谷市	1 補助金の交付等に関する事務の執行について	—
八王子市	1 産業振興部における産業政策事業及び企業支援事業に係る事務の執行について	—
横須賀市	1 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行等について(横須賀市FM戦略プランと市営住宅、青少年の家、コミュニティセンター各事業における取組み)	—
富山市	1 農林水産事業に関する事務の執行について	—
金沢市	1 市民協働に関する財務事務の執行について	—
福井市	1 市税等に係る事務の執行について	—
長野市	1 公有財産の管理及び処分に係る事務の執行について	—
松本市	1 市税並びに使用料及び手数料等に関連する財務事務の執行について	—
豊橋市	1 補助金に係る財務事務について	—
岡崎市	1 学校教育等に係る財務事務の執行について	—
大津市	1 大津市外郭団体に係る財務事務の執行について	—
豊中市	1 環境部の所管事業に係る財務に関する事務の執行について	—
吹田市	1 補助金等に係る財務に関する事務の執行について	—
高槻市	1 水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	—
枚方市	1 債権管理に係る財務事務の執行について	—
姫路市	1 姫路市立の幼稚園、認定こども園及び保育所における財務に関する事務等の執行について	—
尼崎市	1 補助金等にかかる事務の執行について	—
明石市	1 公有財産等の財産管理に係る事務の執行について	—
西宮市	1 環境局の事務事業について～SDGsの視点も踏まえて～	—
奈良市	1 債権管理に関する財務事務の執行について	—
和歌山市	1 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について	—
松江市	1 情報システムに関する事務の執行について	—
倉敷市	1 市税の賦課徴収に関する事、徴収事務の執行について	—
福山市	1 子育て支援に関する事務の執行について	—
下関市	1 人件費に関する事務の執行について	—
松山市	1 公有財産の管理運営に関する財務事務の執行について	—
高知市	1 防災に関する事業の執行について	—
長崎市	1 物品の取得、管理及び処分について	—
佐世保市	1 佐世保市の補助金等制度及び政務活動費	—
大分市	1 固定資産税の課税に関する事務の執行について	—
宮崎市	1 環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について	—
東京都荒川区	1 情報システムの調達及び運用・保守に関する事務の執行について	—
東京都江東区	1 行政財産に係る財務事務の執行及び管理について	—
東京都町田市	1 指定管理者制度に関する事務の執行について	—

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
岩手県	1 自然環境に係る財務事務の執行について	改善要望
秋田県	1 県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について	改善要望
栃木県	1 警察本部の事務の執行及び事業の管理について	改善要望
愛知県	1 環境対策に関する財務事務の執行について	改善要望
和歌山県	1 県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について	改善要望
郡山市	1 水道施設及び浄水施設に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について	改善要望
甲府市	1 環境行政に係る財務事務の執行について	改善要望
一宮市	1 公有財産の管理に関する事務の執行について	改善要望
鳥取市	1 出資法人等への支出に関する財務事務の執行について	改善要望
呉市	1 内部統制の整備状況及び運用状況(全庁的な体制及び業務レベル(固定資産管理)のリスク対	改善要望
鹿児島市	1 少子高齢化社会に対する取組み及び事業の執行、財務事務について	改善要望

包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(令和元年度)

自治体名	令和元年度監査テーマ	措置評価			
		I 速さ	II 措置 対応度	III 説明 責任	総 合評 価
青森県	1. 人口減少、超高齢化時代における青森県型地域共生社会の実現に向けた施策及び事業の事務の執行について	B	A	A	A
秋田県	1. 秋田県のスポーツ振興に関する事務について	B	A	A	A
千葉県	1. 県立病院に関する財務事務の管理及び執行について	B	A	A	A
東京都	1. 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について	D	A	A	A
和歌山県	1. 県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理の状況について	A	A	A	A
山口県	1. 観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について	B	A	A	A
徳島県	1. 住宅施策に係る事務事業の執行について	A	A	A	A
新潟市	1. 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況	B	A	A	A
浜松市	1. 清掃事業に係る事務の執行について	A	A	A	A
神戸市	1. 自動車事業会計の経営にかかる事業の管理、並びに神戸交通振興株式会社の出納その他の事務の執行について	A	A	A	A
盛岡市	1. 委託事業にかかる財務事務の執行について	A	A	A	A
越谷市	1. 業務委託に関する事務の執行について	B	A	A	A
甲府市	1. 下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	A	A
長野市	1. 子育て及び高齢者福祉等関連事業に関する事務の執行について	A	A	A	A
豊田市	1. 出資団体について	A	A	A	A
	2. 豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について				
豊中市	1. 子育て・子育て支援に係る財務事務の執行について	B	A	A	A
高槻市	1. 市民協働(交流)と文化芸術・生涯学習に係る財務事務について	A	A	A	A
八尾市	1. 高齢者福祉に関する事務の執行について	A	A	A	A
東大阪市	1. 健康部における財務に関する事務の執行について	A	A	A	A
松江市	1. 高齢者福祉に関する事務の執行について	B	A	A	A
那覇市	1. 一括交付金事業について	C	A	A	A
茨城県	1. 港湾事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	B	B
埼玉県	1. 委託契約の財務事務の執行について	A	A	B	B
神奈川県	子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について 一般社団法人かながわ青少年協会(財政的援助団体等) 1. 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会(指定管理事業) 日本赤十字社(指定管理事業) 社会福祉法人かながわ共同会(指定管理事業) 社会福祉法人清和会(指定管理事業)	B	A	B	B
福井県	1. 地場産業及び伝統工芸産業を中心とした振興事業に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
岐阜県	1. 岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校	B	A	B	B
静岡県	1. 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
三重県	1. 地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行について	C	A	B	B
香川県	1. 情報システムに関する事務の執行について	B	A	B	B
愛媛県	1. 債権(主に税外債権)の管理に関する財務に係る事務の執行について	B	A	B	B
大分県	1. 県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行について ～指定管理施設を中心として～	B	A	B	B
鹿児島県	1. 消費税等に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
札幌市	1. 子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行について	B	B	B	B
さいたま市	1. 産業振興政策に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
千葉市	1. 保育事業に係る事務の執行について	B	A	B	B
横浜市	1. 教育に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	A	B	B
大阪市	1. 市税及び国民健康保険料の徴収事務の執行について	B	A	B	B
岡山市	1. 情報システムに関する事務の執行について	B	B	B	B
福岡市	1. 福岡市学校教育に関する財務事務について	C	A	B	B
函館市	1. 生活保護に関する事務の執行について	A	A	B	B
青森市	1. 教育委員会及び青森公立大学の財務事務の執行について	A	A	B	B

自治体名	令和元年度監査テーマ	措置評価			
		I 速さ	II 措置 対応度	III 説明 責任	総合 評価
八戸市	1. 子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について	B	A	B	B
秋田市	1. 秋田市のまちづくりに関する事務の執行について	A	A	B	B
福島市	1. 公有財産(公共施設)の財務事務の執行及び管理について	B	B	B	B
郡山市	1. 国民健康保険特別会計の事務の執行について	A	A	B	B
いわき市	1. 子ども・子育て支援に関する事務の執行について	A	A	B	B
川越市	1. 一般会計における補助金等に関する事務の執行について	A	A	B	B
川口市	1. 公共施設の管理運営に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
船橋市	1. 船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行について	B	A	B	B
岐阜市	1. 小中学校における教育に関する事業について	B	A	B	B
大津市	1. 公有財産に係る財務事務の執行及び管理について	B	A	B	B
枚方市	1. 子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
姫路市	1. 建設局道路管理部における財務事務等の執行について	A	A	B	B
尼崎市	1. 子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について	C	B	B	B
倉敷市	1. 「倉敷みらい創生戦略(働く場を創るまち倉敷)～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～」について	A	A	B	B
呉市	1. 内部統制の整備状況及び運用状況について(全庁的な体制、業務レベル(歳入)のリスク対応策)	C	A	B	B
下関市	1. 公共下水道事業に関する事務の執行について	D	A	B	B
松山市	1. 環境対策及び廃棄物の処理に係る事業の事務の執行及び運営管理について	B	A	B	B
高知市	1. 児童虐待関連施策に関する事務の執行について	C	A	B	B
久留米市	1. 住宅行政について	A	A	B	B
鹿児島市	1. 子ども施策に関する事業の執行及び財務事務について ー特に、児童虐待・いじめに関連する事業に対する重点的検証ー	B	A	B	B
東京都町田市	1. 保健所に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
北海道	1. 北海道における子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策に関する財務、事務の執行について	C	A	C	C
岩手県	1. 県立学校の財務に関する事務の執行について	C	A	C	C
宮城県	1. 宮城県立がんセンターの財務事務の執行及び管理の状況並びに2病院の連携体制及び効率性の観点からの業務運営状況について	B	B	C	C
福島県	1. 復興事業に係る事務の執行について	B	A	C	C
栃木県	1. 就業人口対策に係る事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
群馬県	1. ファシリティマネジメントの実施状況について	B	A	C	C
新潟県	1. 港湾事業に係る公有財産の管理及び財務事務の執行について	A	A	C	C
富山県	1. 県立学校の財務に関する事務の執行及び管理について	B	A	C	C
石川県	1. 文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
山梨県	1. 山梨県住生活基本計画に基づく事業及びその他住宅関連事業の事務の執行、山梨県地域整備公社(山梨県住宅供給公社を中心とする)の管理運営に係る事務の執行について	B	A	C	C
長野県	1. 子ども子育て・若者支援に関する財務事務の執行及び管理について	B	A	C	C
愛知県	1. 高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について	B	B	C	C
滋賀県	1. 情報システムに関する財務事務の執行について	A	A	C	C
京都府	1. 京都産業の新展開に向けた産業支援機関及び物流拠点の現状と課題について	C	A	C	C
大阪府	1. 補助金等及び基金に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
兵庫県	1. 健康福祉部(福祉部長所管)が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業管理並びに出資団体の経営管理について	B	C	C	C
奈良県	1. 子育て及び女性の活躍に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
鳥取県	1. 西部総合事務所地域振興局が所管する伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業等及び生活環境部が所管する第3回「山の日」記念全国大会に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
島根県	1. 公の施設の管理・運営並びに今後の活用について	B	A	C	C
岡山県	1. 試験研究機関及び関連機関における財務事務の執行及び管理運営について	B	A	C	C
広島県	1. 広島県の少子化対策事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
高知県	1. 県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について	C	A	C	C
福岡県	1. 教育施策に関する財務事務の施行について	C	A	C	C
佐賀県	1. 佐賀県教育委員会の財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
長崎県	1. 長崎県の委託契約事務の執行について	A	A	C	C

自治体名	令和元年度監査テーマ	措置評価			
		I 速さ	II 措置 対応度	III 説明 責任	総合 評価
熊本県	1. 公営企業会計に属する事業の財務事務の執行および管理運営について	B	A	C	C
宮崎県	1. 委託契約に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
川崎市	1. 病院事業の財務事務及び経営管理の執行について	B	A	C	C
相模原市	1. 委託に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
名古屋市	1. 区における事業の財務の執行について	A	C	C	C
京都市	1. 廃棄物対策に係る事務の執行について(関連する基金を含む)	B	A	C	C
堺市	1. 文化・観光・スポーツ施策に関する事務の執行について	B	A	C	C
広島市	1. 広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
北九州市	1. 公営競技事業に関する事務の執行について	B	A	C	C
熊本市	1. 熊本市の一般廃棄物処理関連事業について	B	C	C	C
旭川市	1. 補助金に係る事務の執行について	B	B	C	C
山形市	1. 出資等外郭団体の運営状況・財務事務について	A	C	C	C
宇都宮市	1. 上下水道事業の事務の執行及び事業の管理について	B	C	C	C
前橋市	1. 各種団体に対する負担金・交付金等に係る財務事務の執行について	A	B	C	C
高崎市	1. 防災事業に係る事務の執行について	B	A	C	C
柏市	1. 公益財団法人柏市医療公社の出納その他の事務の執行及びその市所管課の財務に関する事務の執行等について	B	A	C	C
横須賀市	1. 公園の整備、維持管理等に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
富山市	1. 特別会計における財務事務の執行及び経営に係る事業管理について	A	A	C	C
福井市	1. 指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行等について	B	A	C	C
豊橋市	1. 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
岡崎市	1. 病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	A	C	C
寝屋川市	1. 委託契約に関する事務の執行について	A	A	C	C
明石市	1. 委託契約に関する事務の執行について	A	A	C	C
西宮市	1. 西宮市教育委員会所管の市立教育施設に関する財務事務の執行及び運営の管理について	B	A	C	C
和歌山市	1. 水道事業(工業用水道事業を含む)に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	A	A	C	C
鳥取市	1. 麒麟のまち事業及び観光・移住定住等に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
福山市	1. 生活保護及び生活困窮者自立支援施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
大分市	1. 文化・芸術及びスポーツ行政について	A	A	C	C
宮崎市	1. 水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	C	C	C	C
東京都荒川区	1. 現金の管理、資産等の管理及び債権管理について ～特に現金管理を中心とする～	A	B	C	C
東京都江東区	1. 障害者福祉事業に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
山形県	1. 補助金に係る事務の執行について	A	D	D	D
沖縄県	1. 観光振興関連の施策及び事業に係る事務の執行について ～持続可能な産業構築の取組を中心に～	C	D	D	D
仙台市	1. 創業創出関連施策及び事業の事務の執行について	B	D	D	D
静岡市	1. 地方独立行政法人静岡市立静岡病院と静岡市立清水病院の財務事務の執行について	B	D	D	D
金沢市	1. 学校教育に関する財務事務の執行について	B	D	D	D
高松市	1. 高松市の外国籍の方に関連する政策	A	D	D	D
	2. 高松市の生き物に関連する政策(主として動物を対象とする)				
	3. 高松市の空家に関連する政策				
佐世保市	1. 佐世保市の市税(国民健康保険税を含む。)	A	D	D	D
東京都大田区	1. スポーツ推進に関する事務の執行について	A	D	D	D
八王子市	1. 高齢者対策事業に関する事務執行について	E	E	E	E
奈良市	1. 奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について	E	E	E	E
長崎市	1. 農林水産業の振興施策に関する事務の執行	E	E	E	E

令和3年度包括外部監査 オンブズマン大賞の評価表(対象自治体：豊田市)

監査人氏名	田口 勤	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 235頁 概要書 63頁
監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として～			委託報酬額 10,500,000円	
監査対象等	監査テーマにあるとおり、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、保健部を除いた部署全てについて、予算の流用、予備費の充当、契約(特に物品購入、賃貸借契約等)の問題(契約からの解放、契約変更等)、公の施設の利用停止等について監査の対象としている。				
対象選定の理由	新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、R2年4月10日に「愛知県緊急事態宣言」が発令されたため、市内の公の施設の利用が軒並み停止され、市が締結した契約を途中で終了・変更せざるを得なくなったものが多数発生し、同宣言が当初予算調整後であったため感染症対策に関連しないものも含め約550億円もの補正予算を組む必要が生じた。そこで、当初予算の調整時には予測していなかった事態に対処するために行った事務処理のあり方について監査し、次なる不測の事態に対してあらかじめ備えておくことが妥当な範囲で、事前の対策を検討しておくことには意義があると考えた。				
監査の視点	予算の流用については、できる限り補正予算ですべきであるとの観点から、流用の必要性、正確性(算出根拠等)、その根拠(要網では薄弱である等)の視点で監査している。また契約については、そもそも不測の事態に備えた契約条項(解除規定、リスク分担表等)が設けられているか、変更契約が必要な場合に変更契約書が作成されているか、必要な場合に契約解消がされているか、解消された場合の適正な損害賠償額の確定がされているか、契約締結時に適正な見積りがされているか、等の観点から監査している。さらに、公の施設(特に指定管理者制度によって運営されている施設)の利用停止については、変更協定書を締結し、これに基づく精算がされているか、利用停止によって減少した経費が償還されているか、等の観点から監査している。				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を中心に当初予算の調整時には予測していなかった事務処理に対して包括外部監査がされたものであり、指摘事項35件、意見95件、添える意見5件に及んでいる。</p> <p>予算の流用については、できる限り補正予算でされるべきであるとの観点から監査し、総論として①要綱による流用は根拠が薄弱であること、②入札差金や不要額を流用することは問題であり、できる限り補正予算によるべきこと、とした上で、各論で③用語の統一、④予算残額の明記と残額を上回る予算執行は会計規則違反であること、⑤委託事業の人件費等の算出根拠を市としても把握すること、⑥当初から予測できるものを流用で処理していること、等について、指摘・意見を述べている。</p> <p>契約の変更等については、総論で上記の監査の視点を示し、各論で⑦支出・増額の必要性、⑧算出根拠(単価等)の合理性、⑨変更協議・変更契約・合意解約が適正にされ、その変更協議書、変更契約書等の書面が適正に作成されているか、等について、指摘・意見を述べている。</p> <p>公の施設の利用停止等については、⑩年度協定書に利用負担金精算の根拠が明記されているか否か、⑪経費の増加及び減少が適正に精算の対象とされているか、⑫自主事業の清算について協議書等が適正に作成されているか、等について監査している。</p> <p>また、監査の姿勢として、不測の事態に際し、単に自治体の支出の合理性の観点からだけでなく、契約相手方や指定管理者に対し支払うべきものが支払われているかといった、契約相手方に対する適正な処理の観点からも検討を加えている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>オンブズマン大賞</p>
<p>コメント</p>	<p>地方自治体における、コロナ禍に対応するための緊急な予算執行、予算の流用、予備費からの支出、契約の解消及び変更、公の施設の利用停止等について監査を行ったもので、極めてタイムリーで意欲的な包括外部監査である。従前、これらに重点を置いて行われた包括外部監査の例は見当たらず、全く独創的で新たな観点から行われた包括外部監査である。</p> <p>予算執行について、豊田市に限らず、多くの自治体でかなりの混乱があったと思われるが、この点について、弁護士が関与した強みが発揮されている。</p> <p>予算の流用については、要綱や入札差金等に対応するのではなく、補正予算で対応すべきであること、契約については、契約相手方と協議すべきであること、合意解除するか書面を作成して契約変更をすべきであること、不測の事態に備えた契約条項を作成すること、等の提言をしている。</p> <p>ただしあえて欲を言えば、①保健部を対象に加えて＜不測の事態に対する新たな契約締結＞についても監査すること、②不測の事態に備えて契約締結の相手方に保険契約を締結させて対処するなどを提言すること、があってもよかったと思われる。</p> <p>総じて、今後、不測の事態に対する予算執行に関して、市のみならず他の自治体においてもきわめて高い活用性があると評価できる。非常に優れた包括外部監査である。</p>

令和3年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：山梨県)

監査人氏名	田中 佑幸	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 306頁 概要書 38頁
監査テーマ	農政部の財務に関する事務の執行及び出納その他の事務の執行について			委託報酬額 12,900,000円	
監査対象等	<p>① 農政総務課、担い手・農地対策課、販売・輸出支援課、農業技術課、果樹・6次産業振興課、畜産課、食糧花き水産課、農村振興課、耕地課(土地改良区を含む)および、これらの課が所管する県出資法人</p> <p>② 中北農務事務所、峡東農務事務所、峡南農務事務所、富士・東部農務事務所</p> <p>③ 総合農業技術センター(高冷地野菜・花き振興センターを含む)、果樹試験場</p> <p>④ 専門学校農業大学校</p> <p>⑤ 東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所</p> <p>⑥ 畜産酪農技術センター(長坂支所を含む)</p> <p>⑦ 水産技術センター(忍野支所を含む)</p>				
対象選定の理由	<p>2040年度までに目指すべき姿を実現するための「山梨県総合計画」のもと、5つの「基本戦略」、17の「政策」、167の「主な施策」がR1度に策定されている。</p> <p>この「5つの基本戦略」のうち<戦略1 攻めの「やまなし」成長戦略>の中に、「やまなし農業基本計画」が部門計画として位置づけられている。また、5つの「基本戦略」として整理されている「政策」・「主な施策」レベルでは、167の「主な施策」のうち21が農業政策と関わりのあるものである。</p> <p>加えて、財政規模の観点からも県予算額の3%以上を占める重要な分野であることから監査対象とした。</p>				
監査の視点	<p>① 農政部の所管課室等の財務に関する事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて</p> <p>② 農政部の所管課室等の財務に関する事務の執行を合規制の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性の面でも改善余地がないかどうかについて</p> <p>③ 農政部の所管課室等の財務に関する事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>監査報告書は本文306ページ、概要版38ページである。監査報告書の構成は以下の通り</p> <p>I 監査の概要 ここでは、事件の選定理由、監査対象部局、監査の視点、主な監査手続、監査実施体制について簡潔にまとめられている。</p> <p>II 山梨県農業政策 ここでは、農政の概要について担当部局と関連させながら整理し、各部局の機能を明確に示している。さらに、山梨県の総合企画と山梨農業基本計画についてまとめている。</p> <p>III 外部監査の結果 ここでは、指摘事項・意見事項の一覧を冒頭に示したうえで、総括的意見を述べている。各論としての外部監査結果は、指摘事項18意見68を摘示した。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>長期的計画との関係、補助金・入札・外部団体の問題点、指標と成果基準など農政の主要な論点は網羅されており、検出事項の内容も形式的なものに止まらず、具体的な指摘が多い。報告書の形式としても、監査対象の概要、総合意見、個別意見、検出事項のない項目についても記載するという明快なものとなっている。</p> <p>農政は典型的な長期計画であるため、県政の長期計画のなかでの位置づけ・適切な見なおしにも着目し、外郭団体への往査など監査実施範囲の観点からも評価に値する。</p>

令和3年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：岐阜県)

監査人氏名	堀 雅博	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 750頁 概要書 70頁
監査テーマ	岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業			委託報酬額 10,450,000円	
監査対象等	<p>外部監査の対象部署等として以下の9つを対象として監査を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県有文化施設14施設及び県営都市公園8施設 2. 環境生活部 文化創造課及び文化伝承課 3. 都市建築部 都市公園課 4. 商工労働部 地域産業課、観光資源活用課、航空宇宙産業課 5. 清流の国推進部 地域スポーツ課 6. 総務部 管財課、法務・情報公開課 7. 出納事務局 出納管理課 8. 県土整備部 (岐阜土木事務所、大垣土木事務所、美濃土木事務所、可茂土木事務所) 9. 財政援助団体 (公益財団法人岐阜県美術振興会、公益財団法人セラミックパーク美濃、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、公益財団法人岐阜県教育文化財団、株式会社オアシスパーク、公益財団法人岐阜県スポーツ協会) 				
対象選定の理由	<p>R2度が「岐阜県文化財保存活用大綱」及び「新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」の計画策定の初年度にあたり、監査の活用がされやすいことや、県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業の双方を取り上げることで、各施設が有機的に連携して有効に機能しているかを確認することができること、文化施設と都市公園を比較することにより、各論点について比較しながら検討することができることなどから有効な監査が行いやすいとしてテーマを選定。</p>				
監査の視点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適法性: 事務執行が適法になされているか 2. 有効性: 事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか 3. 経済性: 事務執行が、より少ない費用で実施できないか 4. 効率性: 事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか 5. 公平性: 施設の利用申込等において、公平な取扱をしているか 6. 透明性: 補助金等各事業について、3Eの検証や委託業務の選任過程などについて、HPに公開し、具体的に説明しているかなど 				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>報告書は全594ページの本文及び巻末資料からなり、以下の章で構成されている。また、報告書とは別に全70ページに概要がまとめられた概要版が作成されている。</p> <p>「序章 監査総論」では、包括外部監査の概要及び視点、監査範囲について報告されている。</p> <p>「第1章 県有文化施設及び県営都市公園の概要」では、岐阜県における県有文化施設及び県営都市公園の概要及び事業計画、主要な事業等について報告されている。</p> <p>「第2章 岐阜県の県有文化施設」では、14の県有文化施設それぞれにおいて、往査結果やアンケート調査票の結果を踏まえ、事実関係や指摘・意見を記載している。適示されている指摘・意見数はそれぞれ171件、94件。</p> <p>「第3章 岐阜県の県営都市公園」では、8の県営都市公園それぞれにおいて、往査結果やアンケート調査票の結果を踏まえ、事実関係や指摘・意見を記載している。適示されている指摘・意見数はそれぞれ96件、29件。</p> <p>「第4章 県庁担当課による管理」では、各施設及び公園を管理している県庁担当課に対する課題について指摘・意見を記載している。適示されている指摘・意見数はそれぞれ1件、48件。</p> <p>「終章 課題と提言」では、本監査で見られた課題を踏まえた監査人の提言が、</p> <p>「最終章 岐阜県の包括外部監査」では、3年間の監査を踏まえた監査人の提言がそれぞれ報告されている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>昨年度オンブズマン大賞を受賞した監査人だが、指摘と意見を問題点ごとに「事実関係」「規範」「指摘・意見」の順で分かりやすく記載する、本格的な資料精査の前後に往査を行う、対応不可能な一方的な指摘・意見にならないようできる限り担当課や管理者と協議するなどの良かった点は引き継いだ上で、さらにより良い監査となるべく、監査対象を文化施設と都市公園という2つの軸を置くことで、比較によって有効な監査結果を得ようとしたり、専門性を補うべく学識経験者へのヒアリングを行ったり、他県の同種施設へも比較検討のためにヒアリングに行ったりと、さらに意欲的に監査が行われている。</p> <p>指摘・意見の内容は軽微なものも多いが、上記の監査手続きによって事実や実態が遺漏なく把握され、多角的な視点からの指摘となっている。結果として指摘・意見が付された合計439件の問題箇所が、監査対象との協議の上に顕在化されたことは、今回の監査対象施設の今後の運営改善に結び付くことが期待され、包括外部監査制度の趣旨をこの上なく体现できていると評価する。</p> <p>評価基準がないため今回の評価には含めていないが、最終章に記載されている包括外部監査制度をより効果的な制度にしていくための提言や実際に使用したアンケート調査票の様式などが巻末資料として添付されていることなどからは、包括外部監査が自治体にとって益々有用なものになってほしいという想いと、今後監査を行う者がより有効な監査ができるようになってほしいという監査人の想いが窺える報告であることを付記しておく。</p>

令和3年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：千葉市)

監査人氏名	川口 明浩	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 411頁 概要書 無
監査テーマ	公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリンスタージアムの出納その他の事務の執行について			委託報酬額 18,000,000円	
監査対象等	<p>①都市局公園緑地部の緑政課、公園管理課(各公園緑地事務所を含む。)、公園建設課、動物公園</p> <p>②市出資団体である株式会社千葉マリンスタージアム</p> <p>③公園管理課が所管する公の施設の指定管理者のうち、株式会社塚原緑地研究所、株式会社ワールドパーク、スポーツクラブNAS株式会社、株式会社千葉ロッテマリーンズ、株式会社日比谷アメニス東関東支店、SSP UNITED</p>				
対象選定の理由	<p>①アンケート結果によれば、市における「公園の緑」に対する市民の関心が高いこと</p> <p>②「公園の緑」に関連する公園緑地部の各課が実施する事務事業は、千葉市新基本計画の第3次実施計画においても、重要な施策体系の中で複数の施策の展開と計画事業に位置付けられており、市の行政の中でも重要な性質を有すること</p> <p>③公園緑地部が執行する予算の規模や資産残高も重要性が高いこと</p> <p>④市の出資団体である株式会社千葉マリンスタージアム(市出資比率は40.2%)は、公園管理課が所管する複数の施設に係る指定管理業務を実施しており、公園の管理運営に重要な役割を果たしていること</p> <p>など</p>				
監査の視点	<p>①公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び株式会社千葉マリンスタージアムの出納その他の事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているか</p> <p>②公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び株式会社千葉マリンスタージアムの出納その他の事務の執行に係る財務事務の執行等を合規性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないか</p> <p>③公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び株式会社千葉マリンスタージアムの出納その他の事務の執行が効果的に実施されているか</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>全体は、「第1 外部監査の概要」、「第2 事業の概要」、「第3 外部監査の結果」、「第4 利害関係について」で構成されている。 第1では、テーマの選定理由や監査の視点、主な監査手続の概要などが述べられている。 第2では、市における都市公園の開設状況、民間事業者の公園の管理運営に対する関与状況、主な公園緑地の概要などが述べられている。 第3は、包括外部監査の実施結果であり、本報告書の中心である。指摘と意見のほか、①総括的意見において、公園緑地部の各課等が組織横断的に事務改善を行う際に一つの改善の方向性として考慮することを期待して記載する事項、②個別の監査結果において、指摘や意見とは異なり具体的な措置を求めるものではないが、個別の事務事業の改善等に対する参考として記載する事項、として定義される「所見」も述べている。 まず、Ⅰ外部監査の総括的意見では、所見9を述べる。次にⅡ各論では、Ⅱ-1公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果では、①中央・美浜公園緑地事務所の監査結果について指摘2意見5、②花見川・稲毛公園緑地事務所の監査結果について指摘2意見2、③若葉公園緑地事務所の監査結果について指摘8意見7、④緑公園緑地事務所の監査結果について指摘3意見1、⑤千葉市動物公園の監査結果について指摘6意見14、Ⅱ-2大規模公園等の監査結果では、①千葉公園の監査結果について指摘4意見8所見3、②亥鼻公園の監査結果について意見4所見1、③稲毛海浜公園の監査結果について指摘3意見4、④花島公園の監査結果について指摘3意見10所見1、⑤泉自然公園の監査結果について指摘4意見7、⑥昭和の森の監査結果について指摘5意見14、⑦千葉市蘇我スポーツ公園の監査結果について指摘3意見15所見2、⑧千葉マリスタジアムの監査結果について指摘3意見4、⑨その他指定管理対象の都市公園の監査結果について指摘8意見13、Ⅱ-3株式会社千葉マリスタジアムの監査結果では、指摘5意見4所見1、Ⅱ-4第3次実施計画事業の監査結果では、①花のあふれるまちづくりの監査結果について指摘1意見2所見1、②オオガハスの監査結果について意見8、③特別緑地保全地区の推進事業の監査結果について意見3、④市民緑地の推進事業等の監査結果について指摘2意見4を述べる。 第4では、包括外部監査の対象としての特定の事件につき、監査人に地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係がないことが述べられている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>監査結果は、【現状】、【問題点・原因】、【結果】の順による記載で統一されている。本報告書は、【現状】、【問題点・原因】の記載が充実しているため、読者にとっては、【結果】に至るまでの監査人の検証過程を追跡しやすい。また、指摘・意見・所見が記載される【結果】は、前段を受けてある程度簡潔にまとめられており、措置の対象は明確である。 監査人の視点は幅広く、指摘等の内容は多岐にわたっている。書面上だけの監査ではなく、現地視察を行っている（監査人が撮影した写真も豊富に掲載されている）ことも適切な問題把握につながっていると思われる。ユニバーサルデザインの実現を求めたり、ナラ枯れへの適切な対応を求める提言などは、その代表例といえよう。「所見」も含め、市の措置を期待したい。総じて丁寧な検証がなされており、充実した報告書である。そのため、ページ数も多く、読者（特に市民）にとっては読みこなすことが大変な面もあると想像されるので、ポイントをつかむための概要版があるとよかったと思う。</p>

令和3年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：岡山市)

監査人氏名	岡部 宗茂	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 699頁 概要書 83頁
監査テーマ	契約に関する事務の執行			委託報酬額 11,902,000円	
監査対象等	<p>監査対象は、①契約事務全般(契約に関するシステム、各種の規則・規程・要綱など市が作成している各種契約事務の手引等)と、②R2度を契約期間に含む全ての契約(個別契約のうち263件を、重点的監査対象とした)。</p> <p>監査対象部局は、㊦契約事務全般について所管する契約課、㊧各個別契約に関する事務の執行に関与した担当課、㊨その他契約事務に関連する業務を所管している担当課。</p>				
対象選定の理由	<p>契約に関する事務が適正に運用されるかどうかは市の財務運営にきわめて重要であること、過去に監査テーマとされたのはH19度(委託契約)のみで、契約事務を支える規則・規程・要綱・手引等の内容についてはこれまでに監査対象になっていないことから、「契約」を正面からテーマとし包括的・集中的な監査をすることが、市の行財政改革にとって必要かつ有効、との観点から対象に選定した。</p>				
監査の視点	<p>「公共契約の基本原則は適法性(合規性)、経済性及び公正性に収斂される」との観点から、<岡山市における契約事務に関する各種規程や手引及びそれに基づく契約事務全般の運用状況につき、適法性(合規性)、経済性、公正性の観点から網羅的に検討する>ことを最重要の監査目的として位置付けた(個別の契約に関しては、<契約事務全般の運用状況を確認するためのサンプル>とする)。</p> <p>監査の重点は、<全庁的な契約事務処理の体制あるいは事務処理のシステム、あるいは内部統制上のリスク>であり、「今後、市において、監査結果報告に基づき、監査対象とならなかった個別契約についても随時見直しを実施し、継続的に契約事務の改善に取り組むことがより重要」と述べている。</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>監査手順として、①自治体の契約事務に関連する法令・条例・規則・要綱等を調査把握し、②制度設計に関し他の自治体の例をインターネットで調査して比較検討し、③市の契約事務の手引・マニュアル・内部文書を閲覧し、④現用の財務会計システムで契約事務の流れを確認し、⑤全75,000件中約30,000件の契約の基本データのスクリーニングを経てサンプル263件を抽出し、⑥サンプル契約の個別資料を点検し、⑦詳細な質問シートを用いたヒアリングを実施した。</p> <p>個別契約(263契約)の監査では、263契約(「建設」42、「一般委託・役務提供」71、「賃貸借」9、「建設コンサルタント」89、「施設修繕」13)、「物品修繕」1、「物品購入(売払いを含む)」38)を性格別に70個の契約群に分け、契約の概要(かなり詳細)とサンプル抽出理由を述べたうえで、「発見事項」を説明し指摘・意見を付している。個別契約に関する指摘は296件、意見は82件で、1契約群あたりの平均「発見事項」数は5.4件である。70契約群中、「発見事項」のないものは0、2件以下のものは12群、7件以上のものは22群である。</p> <p>個別契約監査からのフィードバックを含む総論的指摘・意見が非常に多く、「契約事務全般」について指摘187件・意見63件、「契約事務に関するシステム・手引」について指摘65件・意見21件を付している。指摘・意見は、予定価格設定、契約方法(一般競争入札、指名競争入札、プロポーザルを含む随意契約)、契約締結手続・契約内容、履行確保、支払、入札・契約事務の適正化、談合防止、契約事務に関するシステム・手引など、広範囲に及んでいる。さらに「総論のさらに総論」にあたる部分で、5件の「提言」(入札契約事務改善のための『仕組み』作り、落札率高止まりにつき問題意識をもつこと、指名競争入札から一般競争入札への移行、契約課を『司令塔』とする組織改革、既存制度の契約事務適正化に向けた運用)を行っている。指摘・意見の切り分けに関しては、「指摘」を「合規性または3Eに関して改善すべき重要事項」、「意見」を「合規性または3Eの観点から『著しい問題はないが改善が望ましい事項』」と位置づけている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>個別の契約にとどまらず、市の契約事務の運用状況と、その基礎たる規則・手引類の全体を監査対象として、非常に丁寧に緻密な監査を行っている。監査着眼点や監査手順は詳細に説明されており、報告書は非常に大部だが、システムティックによく整理されていて、わかりやすく読みやすい。全般的指摘・意見は、現状の運用の変更を求めただけでなく、規則等の制定・改善を求めるものを多数含んでいる。特に、財務会計システムの改善を求めるもの7件、「手引」の改善を求めるもの78件があることが特筆に値する。個別契約の抽出は全分野に及ぶが、特に従来例の少なかった建設コンサルタント契約を大量に取り上げているのが目を引く。指摘・意見の切り分けは厳しく、内容は非常に直截かつ具体的で、活用性は非常に高い。特に、規則類の制定・改善を広範囲かつ具体的に提言している点は出色であり、監査人が述べる「岡山市における契約事務に関する各種規程や手引及びそれに基づく契約事務全般の運用状況につき、適法性(合規性)、経済性、公正性の観点から網羅的に検討する」という監査意図が十分に実践されている。</p> <p>包括外部監査全般の一つの手本となりえる、優れた監査である。</p> <p>この優れた成果を活かすために、監査人が述べるとおり、「今後、市において、監査結果報告に基づき、監査対象とならなかった個別契約についても随時見直しを実施し、継続的に契約事務の改善に取り組むことがより重要」であろう。</p>

令和3年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：岐阜市)

監査人氏名	竹中 雅史	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 161頁 概要書 39頁
監査テーマ	岐阜市の土地			委託報酬額 11,847,000円	
監査対象等	<p>市が所有する土地、公園・緑地、広場、子ども遊び場、屋外体育施設、自転車駐車場、未利用地を対象とし、事前ヒアリング、合計209箇所への現地往査及び現地ヒアリング、現地往査を踏まえた書類監査やヒアリングを監査の手続きとして行っている。</p> <p>なお、土地のうち、建物の敷地、道路、河川は監査対象から除かれている。建物の敷地は、建物と一体として管理するものであること、監査対象をある程度の範囲に絞ることが理由であるとする。</p>				
対象選定の理由	<p>公有財産の管理のうち、管理のための事務が多く、圧倒的に費用が大きいのが、不動産であり、地方都市では、モータリゼーションの進展等を背景に低密度の市街地の拡大が進んできたが、今後の人口減少局面においては、更なる人口密度の低下が進行し、低未利用地の散在、増加が大きく進むことが予想される。このような社会状況の下、高度成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が進み、維持管理・更新の「山」が到来する時代を迎えており、厳しい財政制約の中での社会資本の効率的な整備、管理が課題となっていることなどから、監査のテーマが選定されている。</p>				
監査の視点	<ol style="list-style-type: none"> 1.台帳・ルール：台帳は適切に整備されているか。管理運営のためのルールは適切に整備されているか。 2.現地の管理：現地を適切に管理しているか。設備は、安全確保の観点、利用度向上の観点から、適切に修繕、整備されているか。管理方法は経済性・効率性のあるものか。 3.工作物等・利用：土地上にある工作物等物件は適法な根拠に基づいているか。所有者不明の工作物等が土地にないか。不法占有・使用されていないか。公平に利用されているか。 4.指定管理者制度：指定管理者制度による管理運営を適切にモニタリングしているか。指定管理者制度による管理運営は、直営又は管理委託に比べて、有効性・経済性が高まっているか。 5.施設の有効性：施設は有効に利用されているか。 6.施設の整備方針・計画：公園、スポーツ施設等、今後の整備・利用度向上に関する方針・計画を適切に立てているか。 7.普通財産(未利用地)：普通財産(未利用地)をどのように利活用しているか。未利用地が発生した原因は何か。 				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>第1部「包括外部監査の概要」、第2部「前提(岐阜市の土地の現況及び監査の視点)」、第3部「監査の結果」の3部で構成されている。 第1部は、外部監査の対象及びその選定理由、監査の手続きといった今回の監査の概要が記述されている。 第2部は、岐阜市の土地の状況として、概要及び土地に関する収支が、また、市の取組の沿革及び監査の視点が記載されている。 第3部では、次の14の観点に沿って監査の結果が報告されている。14の観点とは、1台帳・ルールによる管理、2現地の管理、3都市公園における公園施設設置許可・公園施設管理許可・占用許可、4公園施設・工作物等の設置・放置、5都市公園及び広場における行為許可、6利用・使用、7指定管理者制度による管理及び運営、8未利用・低利用の施設、9自転車駐車場について、10スポーツ施設のあり方、11広場のあり方、12子ども遊び場のあり方、13公園のあり方、14未利用地について、であり、115の指摘と78の意見が付されている。</p> <p>また、概要版には本報告書の概要を記した本文12ページに加え、指摘及び意見一覧表27ページが付されている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>監査によって明確になった事実関係と根拠となる規範とを比べ、規範に即していない現状について指摘及び意見を付すという報告書の体裁がとられており、一般市民にとっても監査を受ける側の行政職員にとっても問題点が理解しやすく活用性のある報告書になっている。指摘・意見は直截的で他の自治体の事例も幅広く用いながら具体的に明示されており、丁寧な現地往査や文献調査が行われていることが伝わってくる。また、根拠とする条例や規則に対しても、適切な運用に結び付いていないと思われる点については、上位法などを引きながら改正すべきと指摘するなど、目的意識の高い監査になっていると評価できる。</p> <p>遊休土地の今後の管理・処分についての具体的な提言が多く、指定管理者制度を導入している施設については、間接経費の割合や再委託の状況、市によるモニタリングの状況などが抜かりなく監査されており、土地をテーマとした包括外部監査の手本となる内容である。</p>

監査対象事項分類表（令和3年度）

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料・ 税収入減免	名古屋市、函館市、福井市、松本市、倉敷市、 大分市
2	財産管理（物品・現金・基金）	福島県、高知県、長崎市
3	不動産・施設管理 （施設（スポーツ・文化・図書館・ 福祉・公園・動物園等）、指定管 理者）	○山形県、埼玉県①、◎岐阜県、愛媛県、佐賀県、 宮崎県、○沖縄県、◎千葉市①、横浜市、 京都市①、大阪市、○福岡市、山形市、横須賀市、 長野市、◎岐阜市、一宮市、明石市、松山市、 東京都江東区、東京都町田市
4	債権・債務（貸付金・未収金・ 資金・債権管理・地方債・借入金・ 債務保証・損失補償）	○茨城県、○神奈川県、枚方市、奈良市
5	医療・保健（病院・保健所）	
6	教育（学校（幼・小・中・高・大・ 職業訓練校）、教育委員会・学校 給食）	○滋賀県、○大阪府、和歌山県、○新潟市、 神戸市、熊本市、岡崎市
7	試験研究機関	
8	部局・出先機関	千葉県、○宇都宮市
9 公 営 事 業	①地方公営企業に属するもの	
	Ⅰ 上下水道・農工業用水	東京都、広島県、広島市、郡山市、高槻市、 ○久留米市
	Ⅱ 公営交通	
	Ⅲ 電気・ガス事業	
	②産業振興に属するもの	
	Ⅰ 産業振興・まちづくり（住環 境整備）	北海道、○山口県、熊本県、仙台市①、北九州市、 ○青森市、○八戸市①、高崎市、八王子市
	Ⅱ 農林水産・土地改良	群馬県、◎山梨県、兵庫県、富山市
	Ⅲ 観光	
	Ⅳ 市場	
	③上記以外の事業	
	Ⅰ 道路・港湾・河川	埼玉県②、富山県、川崎市、京都市②
	Ⅱ 土地区画整理事業・市街地再 開発事業	
	Ⅲ 自然・環境・ごみ・清掃・衛 生	岩手県、宮城県、愛知県、○岡山県、福島市、 ○船橋市、甲府市、豊中市、西宮市、宮崎市
	Ⅳ 住宅	長野県、○福岡県、長崎県、旭川市、盛岡市、 前橋市
	Ⅴ 公営ギャンブル	京都府
10	特別会計	和歌山市

11	外郭団体（公社・財団・社団・社会福祉・出資法人・第三セクター等）	さいたま市、◎ 千葉市 ②、水戸市、大津市、鳥取市
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	青森県、石川県、島根県、鹿児島県、川口市、越谷市、○ 柏市 、豊橋市、吹田市、○ 寝屋川市 、○ 東大阪市 、尼崎市、佐世保市①
13	契約・入札・請負・委託	奈良県、◎ 岡山市 、いわき市、○ 八尾市 、○ 高松市
14	人件費	下関市
15	議会・政務活動費	佐世保市②
16	情報システム	秋田市、松江市、東京都荒川区
17 社会福祉	I 生活保護・自立支援・就労支援	静岡市
	II 子育て・保育園等・児童・高齢者・障害者・介護	新潟県、○ 浜松市 、○ 堺市 、川越市、姫路市、福山市、鹿児島市
	III 雇用労働施策	○ 八戸市 ②
	IV 人口対策	福井県、○ 那覇市
18	消防・警察	栃木県、札幌市
19	過年度の外部監査に対する自治体の措置状況	
20	防災・危機管理・安全	三重県、鳥取県、徳島県、香川県、相模原市、高知市
21 その他	I 業務改革の推進	大分県、呉市
	II 条例に基づく事務執行	
	III スポーツ・芸術振興	○ 静岡県 、仙台市②
	IV 情報公開	
	V 事務事業	
	VI 広報	
	VII 地域活性化	金沢市
	VIII 不測の事態	◎ 豊田市
	IX 社会福祉法人指導監督	秋田県

※2021年版のイエローブックから、少し分類型を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

◆包括外部監査の活用10箇条◆

1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、
比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区132店）捜せば出てくる 美味しい料理（3418品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの点検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

2. 難しい報告書の易しい読み方・・・（報告書入手：DVD-ROMと自治体のHP）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いといっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

3. 監査報告書の活用法（市民編・・・課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我が自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得利権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の要求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
	適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。